

知財ist研修2017シラバス

【知財ist研修2017】	
課程	実務課程
科目	特許審査基準（新規性・進歩性）
副題	～事例を交え、審査基準を詳細に解説～
日程	2017年7月5日（水）10:00～17:00
講師	東京理科大学教授 弁理士 浅見 節子 氏
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間）会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料（19日間）会員280,000円、一般350,000円 実務課程おまとめ受講料（8日間）会員130,000円、一般162,000円
説明	<p>本科目では、知財実務担当者、および法務関係者のために、特許審査基準について、事例を交え、詳細に解説いたします。</p> <p>平成27年10月に全面的に改訂された「特許・実用新案審査基準」について、改訂の経緯や、改訂のポイントを説明します。</p>
レポート、演習の有無等	<p>講義中にレポート課題を提示します。希望者は講師による採点を受けることができます。（おまとめ受講者で、知財ist研修の修了証書が必要な方はご提出が必須です。）</p> <p>レポートの返却は、ご提出期限より2、3カ月後となります。</p>
事前質問について（研修日より1週間前まで）	<p>研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、6/28までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。</p> <p>（ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）</p>

知財ist研修2017シラバス

<p>研修項目予定 (昨年度目次例等)</p>	<p>I. 講演資料 審査基準の改訂 新規性 発明の認定と新規性の判断 1. 新規性 2. 本願発明の認定 3. 引用発明の認定 4. 新規性の判断 特定のクレームにおける発明の認定 1. プロダクト・バイ・プロセス・クレーム 2. 用途発明 3. 食品分野における用途発明の考え方 進歩性 1. 審査基準の考え方 2. 事例 II. 特許・実用新案審査基準 第Ⅲ部 特許要件 第2章 新規性・進歩性 第1節 新規性 第2節 進歩性 第3節 新規性・進歩性の審査の進め方 第4節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い</p>	<p>Ⅲ. 関連判決 1. 本願発明の認定 リパーゼ事件 最高裁第二小法廷判決 平成3年3月8日(昭和62年(行ツ)第3号) 2. プロダクト・バイ・プロセス・クレーム プラバスタチン事件 最高裁第二小法廷判決 平成27年6月5日(平成24年(受)第2658号) 3. 用途発明 シワ形成抑制剤事件 知財高裁判決 平成18年11月29日(平成18年(行ケ)10227号) 4. 進歩性判断における課題の共通性 炭素膜コーティング飲料用ボトル事件 東京高裁判決 平成13年11月1日(平成12年(行ケ)238号) 5. 進歩性判断における効果の参酌 シュープレス用ベルト事件 知財高裁判決 平成24年11月13日(平成24年(行ケ)第10004号)</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性・進歩性の審査基準について、詳細に学ぶことができ、今後自社の発明が特許となりえるかの判断、他社の発明が特許となりえるかの判断に役立てることができると思います。 ・今後の業務の参考となる。必要に応じてテキストを参照したい。 ・有意義な研修だった。また審査官の見方についても学べた。 ・P B Pクレームについての説明があったことが非常に助かりました。 	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付(ないし直接お渡し)いたします。 ・希望者は、講義(講師の声のみ)を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。(返却は郵送でもかまいません。)(貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。) 	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2017.5.2